

施策

25

総合的な福祉の推進

主管部長(課) 福祉部長(福祉課)  
 関係部長(課) 福祉部長(高齢者支援課、介護保険課、障害者支援課、塩浜福祉園)、健康部長(保健予防課)、こども未来部長(保育課)

1 施策が目指す江東区の姿  
 総合的な情報の提供や相談窓口の充実、生活支援サービスの拡充等により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境が整っています。

2 施策を実現するための取り組み	
相談支援体制の充実・手続きの簡素化	総合的な相談窓口機能等を備えた高齢者を対象とした地域包括支援センターや障害者を対象とした地域自立支援協議会の拡充を推進するとともに、保健所や民生委員等必要な機関との連携を強化します。
在宅支援サービスの拡充	高齢者や障害者ができる限り自宅で生活できるよう、在宅支援サービスを拡充するとともに、介護予防事業に重点的に取り組むなど要介護の重度化の防止策を講じます。
入所・居住型施設の整備・充実	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や障害者計画・障害福祉計画に基づき、特別養護老人ホームや障害者入所施設等の整備を着実に進めます。
質の高い福祉サービスの提供	区報やパンフレット、ホームページ等多様な情報ツールを活用し、積極的な情報提供に努めます。また、福祉サービス第三者評価の受審を推進することにより、福祉事業者のサービスの改善・向上を図ります。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
平成12年度に創設された介護保険制度は、18年度に予防重視型システムへの転換等の大きな改正が行われた。また21年4月には制度発足以来初となる介護報酬のプラス改定、介護職員処遇改善交付金の創設などにより介護従事者の確保・処遇改善が図られた。区では、地域包括支援センターを18年度に4か所、21年度に1か所、22年度に1か所設置、在宅介護支援センターと連携し、包括的支援を行っている。国では障害者自立支援法に代わるものとして、制度の谷間のない支援の提供等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)の25年8月までの施行を目指し検討を進めている。福祉サービスについては、パンフレット、区報やホームページによる情報提供を行うとともに、サービス事業者に対する第三者評価の受審を促進し、質の高い福祉サービスを利用できるよう努めた。保育施設においては、第三者評価制度を積極的に活用することで、情報提供施設数も年々増加し、区民が保育施設を選択する際の判断基準のひとつになっている。特に認証保育所の受審施設数が増加している。	区では、団塊世代が高齢者となる平成26年に高齢者が10万人を超えると予測している。介護予防事業により要支援要介護状態の重度化の防止を図っているが、高齢者人口の急増に伴い、要支援要介護認定者及びサービス利用者が増加する。また、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加し、地域社会全体で高齢者を支える総合的な支援・仕組みの強化が必要となる。インターネット等の情報媒体が、区民の情報ツールとして活用され、また福祉サービス第三者評価の受審の拡大により福祉サービスの質の向上が進む。平成24年4月には介護保険制度の改正、また25年8月までの施行を目指して「障害者総合福祉法」(仮称)の検討が進められており、それに向けた事業や組織の対応が求められる。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
介護保険制度導入時と比べると、施設サービス利用者は約2.2倍、居宅サービス利用者は約4.1倍となっているが、要介護状態の長期化・重度化が進み、区民からの施設サービスの利用希望が高まっている。健康づくりや介護が必要にならないための支援、家族介護者の負担の軽減、情報提供や相談対応体制の整備への要望が非常に高い状況にある。在宅高齢者が増加し、在宅サービスの情報に対する関心が高くなる。またひとり暮らし高齢者などを見守る地域づくりが求められている。障害者本人とその家族の高齢化が進む中、いつまでも地域で安心して暮らしていけるように、多様な在宅サービスとグループホーム、ケアホーム、多機能型入所施設など入所・居住型施設の整備が求められている。区民の生活環境やライフスタイルに合わせたサービスの提供や各種手続きの簡素化など利便性の向上がさらに求められている。	高齢者人口の急増に伴い、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯も増加し、地域での見守り支援、在宅の高齢者や家族介護者の経済的、精神的負担を軽減する福祉サービスの充実がさらに求められる。障害者本人とその家族の高齢化の進行により、障害者の特性に応じた多様な在宅サービスと通所施設、グループホーム、ケアホーム、多機能型入所施設等の入所・居住型施設の整備の要望がさらに強くなる。地域社会全体で高齢者・障害者を支え、安心して生活できる総合的な支援・仕組みの強化が求められる。長引く景気低迷などの社会情勢によって、区民の生活環境は大きく変化し、特に保育行政は共働き世帯の増加により保育所入所希望者が増加するなどの大きな影響を受ける。また、引き続き大規模マンション開発により、保育需要も増加し続ける。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
89	保健・福祉の相談窓口が身近にあると思う区民の割合	%	30.1	33.5					40	高齢者支援課
90	要支援・要介護状態でない高齢者の割合	%	86.3 (21年9月)	85.6					84.6	介護保険課
91	特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホームの定員数	人	2,001 (20年度)	2,236					2,553	福祉課
92	福祉サービス第三者評価受審施設数	施設	102 (20年度)						403	福祉課

5 施策コストの状況				
	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	31,486,767千円	29,852,278千円	33,056,222千円	
事業費	30,541,453千円	28,982,077千円	32,129,582千円	
人件費	945,314千円	870,201千円	926,640千円	

本施策の施策コストは、一般会計及び介護保険会計の合計額である。

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>特別養護老人ホームは、平成21年度に旧亀島小学校跡地の活用による区内13か所目の整備が完了し、100人の定員増となったが、23年4月末現在で入所待機者は2,000人弱となっている。介護老人保健施設は、区内に6か所を整備済だが、高齢者人口に対する整備率において、「整備促進が必要な自治体」となっている。認知症高齢者グループホームは、民間事業者への建設費助成による整備の促進を図り、22年度に3か所を整備し、計12か所となったが、本区の一部の圏域は引き続き重点的緊急整備地域の指定を受ける見込みであり、さらなる整備の促進が必要である。小規模多機能型居宅介護施設については、22年度に3か所が開設した。民生委員は支援を必要とする地域住民と各種相談窓口の橋渡し役として地域福祉の一翼を担っているが、近年は民生委員の高齢化が進み、地域の福祉ボランティア等人材確保が重要な課題である。高齢者の身近な相談を在宅介護支援センター及び地域包括支援センターで実施しているが、両センター間の連携・協力体制を強化し、地域における包括的なケアマネジメントの専門性を高め、効果的な展開を図る必要がある。障害者ができる限り地域で安心して暮らしていけるように、在宅支援サービスに力点を置いて事業を展開してきたが、入所・居住型施設の整備・充実等も課題となっている。保育施設においては第三者評価制度の定期的な受審を推進し、継続的な情報提供に努める必要がある。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>高齢者が住みなれた地域に必要な在宅及び施設サービスを受けられる環境を整備することが重要である。一方、施設整備は介護保険料の増加に直結するため、計画的に進める必要がある。区内14か所目の特別養護老人ホームや、既存の特別養護老人ホームの改築、区内7か所目の介護老人保健施設の着実な整備を推進する。また、認知症高齢者グループホームは5年間で新たに5か所を整備する。小規模多機能型居宅介護施設は、23年度に1か所を整備し、その後については、効果やニーズを把握のうえ、整備計画を検討する。新砂地区に、地域密着型介護施設（認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護施設・高齢者の緊急ショートステイ）を公設民営で整備し、平成24年4月に開設予定である。平成24年度の介護保険制度改正に伴い、「地域包括ケア」実現に向けた対応を検討し、平成23年度に改定する高齢者保健福祉計画に反映させる。福祉サービス第三者評価の受審を促し、質の高いサービスを安定して提供できるよう事業者のサービスの改善・向上を図る。各種福祉サービスの情報は、民生委員と地域包括支援センタースタッフ等との人的ネットワークの強化と区及び各施設等サービス事業者のホームページ掲載情報の充実により、総合的かつスピーディな提供を行う。23年度中には地域包括支援センターを4つの各圏域に2か所、計8か所の体制とし、各センターが地域における高齢者の相談、支援の中核として機能するよう関係機関との連携の強化を図っていく。障害者本人とその家族の高齢化が進行する中、入所・居住型施設の整備を着実に進めると共に、障害者自立支援法廃止後の新法に基づく福祉サービスを推進していく。障害者の定義を見直す方向で法改正の議論が進められており、現在より一層関係部署が連携して取り組み、対象者のニーズに応じた細やかな事業を展開していく必要がある。</p>	

# 外部評価シート

施策番号	25	施策名	総合的な福祉の推進
担当班	3	委員名	

施策の目標に対して、成果は上がっているか

区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

施策の総合評価(今後の方向性)

その他 (改善点等)	
---------------	--